

1 目的

町内民間保育所、小規模保育事業所、認定こども園及び地域子育て支援事業について、事業者が安定した運営を行えるよう、その費用の一部を補助している。

補助制度の創設から相当の時間が経過していることから、その補助額や必要性などを改めて見直し、より適正な補助制度の再構築を図ることを目的とする。

2 背景・現状

- ・島本町保育基盤整備加速化方針に基づき、施設整備を進めたことにより、補助金の交付額も大きく増加している。(平成30年度：約116,259千円、令和元年度：約130,529千円、令和2年度：約171,176千円 ※いずれも児童措置費・補助金のうち、施設整備等に関する部分を除く)
- ・第六次行財政改革プラン及び補助金の適正運用に関する指針に補助金の見直しについて、掲載されている。
- ・現在も施設整備が進められており、今後も補助額は増加する見込みである。

3 見直しの内容

補助金制度の見直し方針(案)は、次のとおり。

	補助種別	交付対象	方針	内容
1	運営助成	保育所 認可園	廃止	平成26年度の支弁額の35%を交付。見直しにより廃止。
2	支援保育事業補助	保育所 認可園	拡充	保育所等における加配対象児童の受入施設に補助。見直しにより補助基準額を増額。
3	認定こども園特別支援教育・保育経費補助	認可園	継続	認定こども園(教育部分)における加配対象児童の受入施設に補助。
4	主食費補助	保育所 認可園	継続	低所得世帯に属する児童及び第3子以降の児童の主食費の一部を補助。
5	給食費臨時補助	保育所 認可園	継続	コロナ対策に係る臨時休園又は登園自粛に伴う給食費の日割減額分の一部を補助。
6	延長保育事業補助	保育所 認可園	継続	保育標準時間終了後の延長保育に係る費用の一部を補助。
7	一時保育事業補助(一般型)	保育所 認可園	継続	一時預かり事業(一般型)、いわゆる一時保育に係る費用の一部を補助。
8	一時保育事業補助(幼稚園型)	認可園	継続	一時預かり事業(幼稚園型)、いわゆる預かり保育に係る費用の一部を補助。

	補助種別	交付対象	方針	内容
9	地域子育て支援拠点事業補助	保育所 認可園	継続	地域子育て支援拠点事業に係る費用の一部を補助。
10	休日園庭開放事業補助	保育所 認可園	縮小	休日の児童の遊び場として園庭開放の実施に係る費用の一部を補助。見直しにより補助基準額を減額。
11	病児保育事業補助(病児対応型)	保育所 認可園	新設	保護者の就労等を支援するため、病気にかかった児童を保育する費用の一部を補助。
12	病児保育事業補助(体調不良児対応型)	保育所 認可園	新設	施設に在籍する児童が体調不良となった場合に、保護者の迎えまでの間、安全に保育する費用の一部を補助。
13	保育士町配置基準補助	保育所 認可園	新設	保育士配置基準を町が独自に上乗せしていることにより、国基準を超えて必要となる保育士(保育教諭)の雇用等に係る費用の一部を補助。
14	保育士処遇改善等補助	保育所 認可園	新設	保育士(保育教諭)の処遇改善や、保育内容の充実を資すると認められる費用の一部を補助。補助額は、公定価格の6%を上限とする。ただし、激変緩和の観点から令和6年度までに限り、施設に対する各補助種別全体の補助額が前年度と比較して減少する場合は、所定の削減率を超えないよう補助額を増額する。
15	発達相談員配置補助	保育所 認可園	拡充	児童発達支援等に関し、専門的技術を持つ発達相談員の配置に係る費用の一部を補助。見直しにより補助基準額を増額。
16	保育士町配置基準補助	小規模	拡充	保育士配置基準を町が独自に上乗せしていることにより、国基準を超えて必要となる保育士の雇用等に係る費用の一部を補助。見直しにより補助基準額を増額。
17	延長保育事業補助	小規模	継続	保育標準時間終了後の延長保育に係る費用の一部を補助。
18	保育士雇用補助金	保育所 認可園	縮小・ 時限廃止	施設が派遣保育士を雇用する費用の一部を補助。段階的に縮小し、令和6年度末をもって廃止。
19	新規採用保育士等臨時給付金	保育所 認可園	時限廃止	施設に正職員として雇用された保育士に対し、最大20万円を給付。令和4年度採用者、令和6年度末をもって廃止。
20	出前保育事業	保育所	廃止	地域の子育て親子の交流等を促進するため、集会所等で実施する出前保育に係る費用の一部を補助。現状実施している施設はなく、今後も実施予定がないため、令和3年度末をもって廃止。